

施設利用規程

平成 29 年 3 月 13 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、本学が管理する施設（以下「施設」という。）を利用する場合に必要な事項を定める。

(利用の範囲)

第 2 条 施設の貸与は、本学の運営上支障がない限りにおいて、教育、研究の諸活動その他社会教育・社会活動の目的のために別表 1 に定める施設の利用を認めることができる。

2 体育館及び陸上競技用グラウンド、野球場、テニスコートにおける施設の貸与は、原則として、公式大会を目的とする活動において利用を認めることができる。また、前述の施設利用時にはスポーツ保険の加入や監督責任者の設置のもとで利用することとする。

(利用者の資格)

第 3 条 施設を利用することができる団体は、次の各号に該当する場合とする。なお、個人での利用は認めないものとする。

- (1) 国、又は地方公共団体その他の公共的団体において公用及び公共目的のために利用するとき。
- (2) いわき市内の小学校、中学校、高等学校が主催する教育活動を行うことを目的として利用するとき。
- (3) 高大連携校が教育活動を行うことを目的として利用するとき。
- (4) いわき市民を対象として社会教育に関する事業を行うことを目的とする団体が利用するとき。
- (5) 学会や学術団体等が主催する教育・学術に関する会合や講演会等にて利用するとき。なお、本学教職員が団体の代表等として主催する場合もこれに該当する。
- (6) 本学教職員、卒業生、又は同窓会、父母会が主催する教育・学術に関する会合や講演会等にて利用するとき。
- (8) その他学長が特に認めるとき。

2 前項の社会教育とは、社会教育法第 2 条において、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

なお、次の各号に該当する団体は社会教育関係団体とは認めないものとする。

- (1) 塾や各種教室のような講師が中心となり月謝をとり活動している団体。
- (2) 会員相互の親睦や交流のみが目的となっている団体。

(利用の申し込み)

第 4 条 施設を利用する場合は、施設利用許可申請書（様式第 1 号）を利用日の 3 ヶ月前の 9 時から利用日の 1 ヶ月前の 18 時までに大学事務局の担当部署に申請し、学長の許可を得なければならない。但し、申請書の受付開始日又は受付終了日が土日祝日及び臨時休校日の場合は、受付開始日は翌開局日の 9 時から、又は受付終了日は翌開局日の 18 時までとする。また、利用日の申請は当該年度のみとする。次年度分については、次年度の 4 月 1 日を申請書の受付開始日とする。

- 2 学生が正課外活動等において施設を利用する場合には、「建物使用届」を大学事務局の担当部署に提出して申し込むものとする。

(利用許可)

第5条 前条により施設利用の申し込みがあった場合は、大学事務局の担当部署は次の事項を確認の上、学長がその許否を決定するものとする。

- (1) 本学の行事、授業、課外活動等に支障がないこと。
 - (2) 学内の秩序を乱し、又は学習環境を害する恐れがないこと。
 - (3) 施設又は設備を損傷し、又は滅失する恐れがないこと。
 - (4) 営利を目的としていないこと。
 - (5) 特定の宗教若しくは政党を支持し、又はこれに反対することを目的としていないこと。
- 2 学長は、施設利用を許可した者に施設利用許可書(様式第2号)を交付するものとする。
 - 3 第1項にかかわらず、学長が不相当と認めるときは許可しない。

(利用権利の譲渡等の禁止)

第6条 施設利用の許可を得て本学の施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、利用の目的を許可なく変更し、又は利用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取り消し等)

第7条 次の各号のいずれかに該当するとき、もしくはおそれのあるときは、本学は利用者に対して利用の取り消し、中止、変更又は制限(以下「取り消し等」という。)をすることができる。

- (1) 利用目的に反したとき。
 - (2) 本学の指示に従わないとき。
 - (3) 公益を害する恐れが生じたとき。
 - (4) 本学の管理上又は運営上不相当と認めるとき。
 - (5) その他、やむを得ない事情により、本学がこれを利用する必要性が生じたとき。
- 2 前項の許可を取り消し等により生じる損失については、本学はその責任を負わないものとする。

(利用者の準備、変更等)

第8条 利用者は、本学の指示があるまでは、その利用のための準備をしてはならない。

- 2 利用者が利用許可を受けた後に利用日時の変更又は取り消しをする場合は、利用開始日の7日前まで(土日祝日のときはその前日まで)にその旨を大学事務局の担当部署に申し出なければならない。

(利用期間及び時間)

第9条 施設の利用期間は、原則として、当該年度の4月の第3月曜日から2月末日までとする。但し、本学主催の業務が優先されるものとし、また、夏期休暇中の一斉休業や年末年始休業、入試期間中、又は施設・設備点検日等は利用できないものとする。

- 2 施設の利用時間は、原則として、平日の9時から19時まで、土日祝日の8時から17時までとする。但し、利用時間は、入室から退出(準備、後片付けを含む)までとする。

(利用料金・納入及び減免)

第10条 施設・設備の利用料金は、別表1のとおりとする。但し、学長が必要と認めるときは、利用料金を減額、又は免除することができる。

- 2 施設・設備の利用料金等は、利用後、本学から送付する請求書により、指定する納入期日までに本学の指定する銀行口座に振り込むものとする。
- 3 施設の利用料金の減免基準は、別表2のとおりとする。但し、参加費や入場料を徴収するときは減免基準の対象外とする。また、施設の利用料金の減免には、設備の利用料金は含まないとする。なお、減免申請をする場合には、第4条 利用の申し込みと合わせて、施設利用料金減免申請書(様式第3号)により大学事務局の担当部署に申し込むものとする。

(利用者の遵守事項)

第11条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 本学から交付された施設利用許可書は、常に責任者が携帯し、本学関係者の請求に応じ、その都度、提示しなければならない。
- (2) 利用許可を受けた施設・設備以外は利用しないこと。但し、屋外トイレの利用は許可する。
- (3) 児玉記念講堂の音響、照明については、利用者にて専門業者へ依頼・調整・支払いをすること。また、利用開始日の14日前まで(土日祝日のときはその前日まで)に専門業者への依頼状況の旨を大学事務局の担当部署に報告しなければならない。
- (4) 学内に物品を搬入しようとするときは、あらかじめ本学の許可を受けること。
- (5) 許可なく、構内を車両走行しないこと。
- (6) 許可なくポスターの貼付、ビラの配布、横断幕・懸垂幕の掲揚等を行わないこと。又は、物品販売等の営業活動を行わないこと。
- (7) 許可を受けた施設内で火気を用いてはならない。
- (8) 許可なく電気機器類等を搬入しての利用はしないこと。
- (9) 許可なく設備、備品等を移動しないこと。
- (10) 本学は全面禁煙であること。
- (11) 本学の指定する場所以外で飲食はしないこと。
- (12) 準備及び後片付け等は、利用を許可された時間内に、利用者が行うこと。
- (13) 利用後は、利用者が整備及び清掃を行うこと。
- (14) 利用の際に出た廃棄物、ゴミ類は利用者側において持ち帰ること。
- (15) 施設、設備等を破損又は滅失したときは、速やかに本学に届け出ること。
- (16) 利用者が作成する案内に、本学の許可なく本学の住所、電話番号等を掲載しないこと。
- (17) 施設の収容人数を超えて入場させないこと。
- (18) 利用者は、参加者等の誘導のため、大学正面入口、学生駐車場その他の必要の場所に適切な数の誘導員を配置すること。
- (19) 学内で発生した交通事故について、大学側では責任を負わないこと。
- (20) その他本学関係者の指示に従うこと。

- 2 利用者は、前項を遵守するほか、特に火災・盗難の防止、その他規律・秩序を乱す恐れがある者に対する入場の許否、又はこれらに万全を期するため必要に応じた十分な整理員の配置等の措置を講じなければならない。
- 3 利用者が第1項を遵守しないとき、次回申請及び利用を許可しないものとする。

(利用者の原状回復義務)

第12条 利用者が、利用後に現状を回復する義務を履行しないときは、本学が利用者に代わり原状回復する。この場合において利用者はその経費を負担しなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害に相当する金額を損害賠償として本学に支払わなければならない。但し、利用者が施設又は設備を原形に回復した場合は、この限りでない。

- 2 利用者は、その利用の参加者の故意又は過失により本学に損害を与えたときは、その賠償の責めを負う。
- 3 利用者は、本規程に定める義務を履行しないことにより本学に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学部長会の意見を聴いて、学長が定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、学部長会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 いわき明星本学施設利用に関する運用規則(平成28年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1 (第 10 条関係)

施設利用料金表① (平日)

建物名	室名	室番	収容 人数	料金		
				午前 9 時～13 時	午後 13 時～17 時	夜間 17 時～19 時
地域交流館	プレゼンテーション室	15-305	72	10,000 円	10,000 円	6,250 円
	会議室	15-304	10	3,000 円	3,000 円	1,875 円
	学友会室	15-303	81	10,000 円	10,000 円	6,250 円
2 号館	AV 大講義室	2-101	408	30,000 円	30,000 円	18,750 円
	講義室	2-102	156	15,000 円	15,000 円	9,375 円
		2-201	54	10,000 円	10,000 円	6,250 円
		2-202	54	10,000 円	10,000 円	6,250 円
		2-204	54	10,000 円	10,000 円	6,250 円
		2-205	54	10,000 円	10,000 円	6,250 円
		2-301	54	10,000 円	10,000 円	6,250 円
		2-302	54	10,000 円	10,000 円	6,250 円
		2-303	54	10,000 円	10,000 円	6,250 円
		2-304	54	10,000 円	10,000 円	6,250 円
		2-305	54	10,000 円	10,000 円	6,250 円
		2-105	100	15,000 円	15,000 円	9,375 円
		2-106	100	15,000 円	15,000 円	9,375 円
		2-206	100	15,000 円	15,000 円	9,375 円
		2-207	100	15,000 円	15,000 円	9,375 円
2-306	100	15,000 円	15,000 円	9,375 円		
2-307	100	15,000 円	15,000 円	9,375 円		
3 号館	講義室	3-101	300	15,000 円	15,000 円	9,375 円
		3-102	300	15,000 円	15,000 円	9,375 円
		3-201	108	15,000 円	15,000 円	9,375 円
		3-202	108	15,000 円	15,000 円	9,375 円
		3-301	108	15,000 円	15,000 円	9,375 円
		3-302	108	15,000 円	15,000 円	9,375 円
		3-303	108	15,000 円	15,000 円	9,375 円
		3-304	180	15,000 円	15,000 円	9,375 円
3 号館西棟	講義室	3W-301	135	15,000 円	15,000 円	9,375 円
薬学部棟	講義室	16-105	180	15,000 円	15,000 円	9,375 円
		16-106	180	15,000 円	15,000 円	9,375 円

		16-107	180	15,000円	15,000円	9,375円
		16-108	180	15,000円	15,000円	9,375円
		16-201	90	10,000円	10,000円	6,250円
		16-202	90	10,000円	10,000円	6,250円
		16-204	90	10,000円	10,000円	6,250円
		16-205	90	10,000円	10,000円	6,250円
		16-206	90	10,000円	10,000円	6,250円
大学会館	多目的ホール		193 m ³	25,000円	25,000円	15,625円
	大会議室		100	15,000円	15,000円	9,375円
	小会議室		20	5,000円	5,000円	3,125円
	和室		20	5,000円	5,000円	3,125円
講堂	1階ロビー		210 m ³	180,000円 (※)	180,000円 (※)	112,500円 (※)
	2階ホワイエ		210 m ³			
	客席		1,400 席			
	舞台(幅21m×奥行14m)		294 m ³			
	削除					
	削除					
	削除					
※ 音響・照明については、利用者にて専門業者へ依頼・調整・支払いをすること。 (施設利用料金とは別に料金が発生する)						
体育館	アリーナ			18,000円	18,000円	11,250円
陸上競技用グラウンド	全面			18,000円	18,000円	11,250円
野球場	全面			6,000円	6,000円	貸出不可
	※ 利用者にて整備をして使用すること。					
テニスコート	4面			3,000円/ 面	3,000円/ 面	貸出不可
駐車場	第1学生駐車場			-		
	第2学生駐車場			-		
	第3学生駐車場			-		
	※ 利用できる駐車場は、第5条第1項に則り、本学が決定するものとする。					

施設利用料金表②（土日祝日）

建物名	室名	室番	収容人数	料金	
				午前 8時～12時30分	午後 12時30分～17時
地域交流館	プレゼンテーション室	15-305	72	15,000円	15,000円
	会議室	15-304	10	4,500円	4,500円
	学友会室	15-303	81	15,000円	15,000円
2号館	AV大講義室	2-101	408	45,000円	45,000円
	講義室	2-102	156	22,500円	22,500円
		2-201	54	15,000円	15,000円
		2-202	54	15,000円	15,000円
		2-204	54	15,000円	15,000円
		2-205	54	15,000円	15,000円
		2-301	54	15,000円	15,000円
		2-302	54	15,000円	15,000円
		2-303	54	15,000円	15,000円
		2-304	54	15,000円	15,000円
		2-305	54	15,000円	15,000円
		2-105	100	22,500円	22,500円
		2-106	100	22,500円	22,500円
		2-206	100	22,500円	22,500円
		2-207	100	22,500円	22,500円
2-306	100	22,500円	22,500円		
2-307	100	22,500円	22,500円		
3号館	講義室	3-101	300	22,500円	22,500円
		3-102	300	22,500円	22,500円
		3-201	108	22,500円	22,500円
		3-202	108	22,500円	22,500円
		3-301	108	22,500円	22,500円
		3-302	108	22,500円	22,500円
		3-303	108	22,500円	22,500円
		3-304	180	22,500円	22,500円
3号館西棟	講義室	3W-301	135	22,500円	22,500円
薬学部棟	講義室	16-105	180	22,500円	22,500円
		16-106	180	22,500円	22,500円
		16-107	180	22,500円	22,500円

		16-108	180	22,500 円	22,500 円
		16-201	90	15,000 円	15,000 円
		16-202	90	15,000 円	15,000 円
		16-204	90	15,000 円	15,000 円
		16-205	90	15,000 円	15,000 円
		16-206	90	15,000 円	15,000 円
大学会館	多目的ホール		193 m ³	37,500 円	37,500 円
	大会議室		100	22,500 円	22,500 円
	小会議室		20	7,500 円	7,500 円
	和室		20	7,500 円	7,500 円
講堂	1 階ロビー		210 m ³	270,000 円 (※)	270,000 円 (※)
	2 階ホワイエ		210 m ³		
	客席		1,400 席		
	舞台 (幅 21m×奥行 14m)		294 m ³		
	※ 音響・照明については、利用者にて専門業者へ依頼・調整・支払いをすること。 (施設利用料金とは別に料金が発生する)				
体育館	アリーナ			27,000 円	27,000 円
陸上競技用グラウンド	全面			27,000 円	27,000 円
野球場	全面			9,000 円	9,000 円
	※ 利用者にて整備をして使用すること。				
テニスコート	4 面			4,500 円/面	4,500 円/面
駐車場	第 1 学生駐車場			—	
	第 2 学生駐車場			—	
	第 3 学生駐車場			—	
	※ 利用できる駐車場は、第 5 条第 1 項に則り、本学が決定するものとする。				

設備利用料金表

設備	室名	収容人数	料金
冷暖房空調	講義室	200名未満	1時間あたり1,000円
	プレゼンテーション室		
	会議室		
	学友会室		
	大学会館 和室		
	AV大講義室	408名	1時間あたり2,000円
	大学会館 多目的ホール	193㎡	
	講堂	1,400席	1時間あたり5,000円
	※ 但し、冷暖房空調の使用可能な期間は、冷房6月1日～9月30日、暖房11月1日～4月15日とする。		
プロジェクター	講義室	—	1台あたり3,000円
	プレゼンテーション室		
	会議室		
	学友会室		
	AV大講義室		
	講堂		

※ 設備を使用するときは、別表1の施設利用料金の他に設備使用料金が発生する。

※ 設備の持ち込みは、原則として、禁止とする。

別表2（第10条関係）

施設利用料金減免基準

減免内容	減免率
<ul style="list-style-type: none"> ・大学が主催又は共催（本学が主として行っている事業を含む）する教育・学術に関する会合や講演会等で利用する場合 ・本学の同窓会、父母会が主催する教育・学術に関する会合や講演会等で利用する場合 ・高大連携校が教育活動（部活動は含まない）で利用する場合 	100分の100
<ul style="list-style-type: none"> ・いわき市で行われる中体連、又は高体連で利用する場合 ・いわき市内の小学校、中学校、高等学校が主催する教育活動で利用する場合 	100分の50
<ul style="list-style-type: none"> ・主にいわき市の児童、生徒を対象とした社会教育に関する事業で利用する場合（但し、補助金や助成金等による事業で、会場施設使用料が対象経費となる場合は含まない） 	100分の30

※1) 但し、上記以外で学長が特に必要があると認めた場合も施設利用料金の減免対象となり、減免率についても別途検討する場合がある。

※2) 参加費や入場料を徴収するときは減免基準の対象外とする。

※3) 施設利用料金の減免には、設備利用料金は含まないとする。